

(別紙様式2)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：新潟県
農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現状 (平成26年2月14日現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,138ha	1.02ha	0.01%
課題	農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等より、不耕作地が増加傾向にある。それらが要因となって農地が遊休化し、病害虫の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念される。新たな農業・農村政策の、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直し等を見極めながら、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が急務となっている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目標案	遊休農地の解消面積 0.7ha		
	目標案設定の考え方 遊休農地のうち、農振法の農用地区域内の農地や周囲に悪影響を及ぼすと懸念される遊休農地については、早期に解消するよう指導徹底に努める。 また、農用地区域外の農地で、農用地以外に利用され隣接圃場への影響が過小と判断される農地等については農地以外に転用することも検討する。解消目標面積は概ね7割程度に設定し農用地の適正利用の啓発に努める。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)
		7月～10月	40人
活動計画	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員を中心に関係機関と一体となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。 遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取り纏め記録する。 2 毎月の総会で、農地法第3条及び基盤強化法(農地利用集積計画)案件等については、事前に地区担当農業委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配付し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。 3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、基盤強化法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時的に調査を実施する。	
	遊休農地への指導	実施時期：12月～3月	

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
	調査方法			
遊休農地への指導 実施時期:				

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数(販売) うち主業農家 農業生産法人数	2,475戸 454戸 18法人	認定農業者 470経営	特定農業法人 法人	特定農業団体 団体
課 題	<p>本市の農業構造は、総農家数、販売農家数ともに年々減少傾向にあり、農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足が深刻化している。更に、先行き不透明な米の生産調整と米価の低迷などにより、農業生産意欲の減退と農村集落の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域農業を維持し発展させるには、認定農業者や担い手の確保が急務であり、確保が難しい集落等については、集落営農組織の立上げや有志による法人設立など集団的な組織形成による運営体制の構築が不可欠で、農業経営を目指す経営体への合理的な農地の利用集積を一層強化・促していくことが必要である。</p> <p>農業生産基盤の整備については、県平均と比較すると低い圃場整備率となっているが、農作業の効率化と生産性の向上を図るために、農道整備や湛水等常襲地帯の改良改修と併せて圃場整備を行うことが必要であり、土地所有者並びに関係機関と調整しながら、圃場整備を推進する必要がある。</p> <p>安全で安心な農作物の生産と供給への関心は年々高まっている中、旧笛神地区を中心に耕畜連携による減農薬・減化学肥料等(環境保全型農業)が他地区にも浸透しつつあり、首都圏への農作物供給のみならず都市と農村の交流イベント等も盛んに行われており、認定農業者や担い手も含めた交流事業を一層推進していく必要がある。</p>				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	認定農業者 (新規) 5経営	特定農業法人 法人	特定農業団体 団体
目標案設定の考え方: 認定農業者については、「農業経営基盤の促進に関する基本的な構想(基本構想)」に基づき、市(農林課)が中心となり認定農業者の育成・確保に努めているところであるが、農業委員会としても市及び農業関係団体等と連携して、認定農業者の目標達成に向けた活動支援を行うものである。			
活動計画案	<p>阿賀野市農業再生協議会及び阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)を中心として、農業委員会としても積極的に参画し認定農業者の確保と育成に努めるものである。更に、農業委員会に農業経営改善支援センターが設置されており、この組織の優位性を活用して認定農業者や集落営農組織を対象に経営相談会等の支援活動を積極的に展開する。</p> <p>認定農業者の優位性については、経営所得安定対策や水田フル活用制度などの説明会等の機会を捉えて周知を図る。</p> <p>農業委員の地域活動では、意欲のある農業者等の情報収集を行ながら、市及び農業関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努める。</p>		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入
 ※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する 意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標	経営	法人	団体
活動計画			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,138ha	2,738ha	38.4%
課 題	総農家数や販売農家数とも年々減少しているが、その反面、担い手農家への農地集積が加速し、5年前との比較では個別経営体(単一経営)の基準面積で旧笛神地区以外で約20aから30a増加し、旧笛神地区では約50aと極端な増加傾向にあり、山沿い地帯では離農が急増し担い手への農地集積が加速している。 地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体へ農地の利用集積を一層推進して行くことが必要である。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 110ha
	目標案設定の考え方：今後、国の農業政策等により農家にとって大転換期を迎えることを考慮し、これまでの集積面積の4割程度を目標値とする。
活動計画案	農地移動が秋から春先にかけ集中していることから、これまでの周期を見直し農業経営基盤強化促進法等による利用権設定事業について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報誌や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 ha
活動計画	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	7,138ha	0.06 ha	0.00%
課 題	違反転用については、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行ってい るところであるが、特に地元農業委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄の発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要がある。また、日頃から地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	<p>違反転用の解消面積 0.06 ha</p> <p>目標案設定の考え方 違反転用として把握している件数は少なく、この解消に向けて関係機関とも協議を行い解消する。 また、農地パトロールや固定資産台帳との照合等により、違反転用と思われる事案が確認された場合は、過去の転用許可等の有無を確認し、違反転用であることが判明した場合は、その解消に向けて努めるものである。</p>
活動計画案	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が違反転用の引き金にならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行う。 ・無断転用の防止に効果がある「農地転用許可済標示板」については、引き続き活用し標示看板の設置を徹底する。 ・市広報及び市ホームページ等による周知。 ・日常的に各農業委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。 ・10月に管内全地区を対象として農地パトロール（農地利用状況調査等）を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 ha
活動計画	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。